

市民福祉委員会記録

1 日 時 令和8年6月19日(金)
午前10時00分 開会
午前11時02分 閉会

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員

委員長	河 内 優 子	副委員長	小 野 志 保
委員	片 平 恵 美	委員	藤 田 誠 一
委員	田 窪 秀 道	委員	山 本 健十郎
委員	藤 原 雅 彦	委員	伊 藤 優 子

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

市長	古 川 拓 哉		
・福祉部			
部長	久 枝 庄 三	総括次長(医療対策推進監)	小 島 篤
次長(生活福祉課長)	岡 部 文 仁	介護福祉課長	石 川 孝 行
生活福祉課主幹	堀 口 祥 嗣	介護福祉課主幹	近 藤 常 夫
・福祉部こども局			
局長	山 崎 千 織	こども未来課長(こども家庭センター所長)	矢 野 佳 美
こども保育課長	岡 田 成 弘	こども未来課主幹(こども家庭センター主幹)	黒 川 由 美
こども保育課主幹	曾 我 部 司		
・建設部			
総括次長(都市計画課長)	町 田 京 三		
・消防本部			
消防長	後 田 武	総括次長(消防総務課長)	伊 藤 英 知
通信指令課長	岡 野 公 則	通信指令課主幹	薦 田 則 一
消防総務課副課長	守 谷 涉		
・市民環境部			
部長	藤 田 清 純	総括次長(地域コミュニティ課長)	塩 崎 秀 一
次長(危機管理監)	小 澤 昇	危機管理課長	高 橋 直 樹
危機管理課主幹	佐 々 木 俊 雄		
・市民環境部環境エネルギー局			
局長	近 藤 淳 司	環境政策課長	高 畑 孝 智
環境政策課技幹	三 宅 力		

6 委員外議員

なし

7 議会事務局職員出席者

議会事務局長次長（議事課長） 松 平 幸 人 議事課主任 田 辺 和 之

8 本日の会議に付した事件

（1）付託案件審査

議案第46号 新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 令和8年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

議案第49号 令和8年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

請願第 1号 カルテ等医療記録の保存期間見直しと保存体制の整備を求める意見書の提出方について

（2）閉会中の常任委員会開催について

8 会議の概要

○ 開 会 午前10時00分

●河内委員長：＜開会挨拶＞

○古川市長：＜挨拶＞

（1）付託案件審査

◎福祉部関係

◇議案第46号 新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○石川介護福祉課長：＜説明＞

＜質疑＞

●小野委員：住民税非課税で減免の特例措置の対象となる人はどの程度いるのか。

○石川介護福祉課長：本議案が議決されれば、課税情報を介護保険のシステムに取り込む作業を今月末に予定しているため、現時点では詳細な人数を把握してはいないが、過去の課税状況から勘案すると200人程度、被保険者全体の0.5%を超えない程度ではないかと想定している。

●藤原委員：現行の第15条第2項のただし書きにある特別の事情とはどういう場合のことか。

○石川介護福祉課長：現行の条例では、申請期限の7日以内に提出できない特別の事情があるときは、申請期限のみ定めることができるようになっていた。今回の改正を受け、申請書を提出しなくても減免できるように、市が特に必要と認める場合はこの限りでないということで、申請期限だけでなく、範囲を広げた形で認めるように改正した。

●藤原委員：具体的にどういった特別の事情があるのか教えてほしい。

○石川介護福祉課長：申請によらずに市の職権をもって措置できるようになる特別な事情である。

○久枝福祉部長：過去の例で言うと、コロナ禍に特別な措置があった。その時はコロナに罹患して、申請がすぐにできなかった場合に、特別の事情があるということを認めて、後になっても減免を申請できるようにした、というのがあったと思う。そのような特別な場合のみで、それ以外で想定されたものはないと思う。

●藤原委員：被災した際もそのような特別の事情に含まれるのか。

○久枝福祉部長：災害も含まれると思う。

<討 論> なし

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第48号 令和8年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

○小島福祉部総括次長（医療対策推進監）：<説 明>

<質 疑>

●伊藤委員：こども・子育て複合施設整備事業についてお聞きする。この事業は公共用地の先行取得事業として休日夜間急患センター等複合施設整備事業用地、2,242.64平方メートルを取得したとある。令和7年度土地開発公社事業報告の売却事業として、こども・子育て複合施設整備事業用地として新居浜市に売却しているが、いつ目的が変わったのか。

○久枝福祉部長：土地開発公社の目的が変わったのは、令和7年6月議会で土地開発公社からの当該用地を買い戻す補正予算の可決を経て、当該用地の目的を、休日夜間急患センター等複合施設整備事業から、こども・子育て複合施設整備事業に変更覚書を締結した。

●田窪委員：当初は、休日夜間急患センターを建てるのであればということで、前の土地の所有者が、初めは土地を売らないということだったが、そういう目的のために市民が使えるのであればということで、土地を手放したと思うが、その土地の所有者に対して説明し、理解は得られているのか。

また、今回土地を買ったことで、以前の令和元年、令和3年に購入した土地も含めて、やっとな角の土地になったと思う。建設予定地は以前に示され、分かっているが、正式にどの位置に建てて、駐車場はどのような構造になるのかとか、職員が今使っている駐車場はどこに振り替えるとか、今の休日夜間救急センターはおそらく最終的には壊して更地にするのだろうが、いつ頃壊されて、センターはどこに建設する予定なのかということも含めて、3市連携なので、新居浜市単独で決められないことはあるが、やはりそういうところをきっちりと示してもらえないと、市民にとって一番関心があることで、我々も市民への説明責任は果たせないため、そういうことをお聞きしたい。

○久枝福祉部長：まず、現休日夜間急患センターの土地の売主への説明については、当時の交渉記録等を確認した結果、売主から休日夜間急患センターの利用に限るような条件というのはなかったそうである。市の公共施設用地として売るという理解をいただいた上で、申出があり、買わせていただいたという経緯だと聞いている。

現休日夜間急患センター、公用車の駐車場、庁舎の長寿命化の工事などで現場事務所として使用している土地の全てを、一角の土地として施設の用地と考えている。建物自体は南側寄りの場所へ建つ予定で、昨年5月の会派説明や、今年3月の議員全員協議会で示した形になっている。それ以外の土地が駐車場用地となる予定で、そうすると、駐車場に置いている公用車をどうするかについては、詳細はこれからになるが、例えば旧水道局のあたりの場所を整理して置けるようにするなど、そういうような工夫はこれから協議することになると思う。

休日夜間急患センターをいつ壊すかについてだが、今の予定では、こども・子育て複合施設が出来上がり、その外構工事をすると同時に同じように工事ができればと考えており、令和10年度ぐらいに壊せればというふうな青写真を持っている。ただ、この休日夜間急患センターは医師会運営のもので、それをどこへ移設するか建てるかについては、医師会と色々な可能性を考えて協議中で、いつどこへ移るという話は、もう少し方向性が定まれば、市民を含め皆様に説明したいと考えている。

●田窪委員：こども・子育て複合施設を作ることには決して反対ではないが、用地の南のほうに建て

て、3階建てにするなどの説明を受けたが、休日夜間急患センターと複合化したらいいいのではないかなどといった話も聞いたことがあるが、医師会から感染症の絡みもあり、それは難しいというのも聞いており、医師会がそこまで言うのであれば、複合化は難しいので、一体どこに代わりのものを建てるのかということをお早めに示してもらえないといけない。また、建設予定地も今のところ決まっておらず、解体も令和10年度だということだが、仮に休日夜間急患センターを壊すのであれば、どのくらいの費用が発生する予定なのか。

○久枝福祉部長：現在、休日夜間休館センターの解体は令和10年度を予定している。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：解体の費用については、3,500万円程度を見込んでいる。

●田窪委員：休日夜間急患センターのコンクリートの解体を3,500万円のできるのか。

○町田建設部総括次長（都市計画課長）：解体についてはその程度でできると見込んでいる。

●山本委員：こども・子育て複合施設は、古川市長の目玉施策で、市長が推進しており、非常に重要だと思う。やはり最初にこういうことをやろうとしているということを、あらかじめ各党派等に話があれば、もっとスムーズにいったのではないかと我々の間で議論になっているが、せっかく立派な事業をやるなら、いつまでもどうするだこうするだという話になってしまうと、問題があると思う。議会でもかなり説明しているが、きちんとした目的を持って取り組んでいると思うので、その辺について市長からもお話をされたいのではないかと思います。

○古川市長：委員さんご指摘のとおり、この件については紆余曲折あり、真意がうまく伝わっていないところ、誤解を招くようなこともあったと思っている。今後は先ほど様々な質疑もいただいたように、皆さんにご心配をおかけすることのないように、しっかりと、議会の皆さんとコミュニケーションを取りながら進めていきたいと思っている。いよいよ今年度は建設に入っていくため、そういったことについても詳細が分かり次第お知らせする。やはり一方で気にかかるのは休日夜間急患センターの今後であろうと思う。これは施設のこともそうであり、また、中を運営してもらう医師の確保の問題もある。さらには、西条市、四国中央市との連携をどう取るのかということもあり、すごく日々動いていることでもあるため、これも一定目安がついたり、難しい部分が出てきたら、議会の皆さんに相談をさせていただいて、これも一緒に進めていきたいと思うので、よろしくお願いします。

●山本委員：職員の皆さんも含めて、それぞれの要望や希望に対応して頑張してほしい。

●藤原委員：こども・子育て複合施設について、保健センターの一部機能も一緒になると思う。休日夜間急患センターを新しく建てるたくさんの費用がかかるため、もし保健センターが複合されて、その場所が空くのであれば、保健センター跡地の活用、その場所に休日夜間急患センターをとという考え方もあるが、そういう選択肢はどうか。

○久枝福祉部長：そういったことを含めて可能性を検討しているところではある。

○古川市長：もともと保健センターに入っていたと思うが、出た理由もやはり感染症等が流行した際に一緒になっていることがいけないとなった過去があったそうで、我々もそういった提案も行っているが、もともとの経緯からすると、そぐわないのではないかと意見もいただいております、非常にやはり難しいところに来ているということである。

●藤田委員：市民の皆さんに、同じ場所に複合はできないと言うと、外から階段などをつけたり、リフォームしたりすればいけるのではないかと市民の声もある。市民の皆さんが大注目しており、いろんなことを言われても対応できるようにしてほしい。

*後刻一括採決

◇議案第49号 令和8年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○小島福祉部総括次長（医療対策推進監）：＜説 明＞

＜質 疑＞ なし

＜討 論＞ なし

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

◇請願第 1号 カルテ等医療記録の保存期間見直しと保存体制の整備を求める意見書の提出方について

＜意 見・討 論＞

●伊藤委員：医療記録は患者の生涯にわたる健康管理に不可欠なことから、本請願の趣旨は理解する。しかしながら、保存期間の延長や保存体制の強化は、データ管理コスト、サーバー容量、セキュリティ対策費の増加を伴うことになり、特に中小規模の診療所では経営を圧迫する可能性が高いことが予想される。医療現場における事務負担の増大等、実務上の運用に支障が起こる懸念もある。今後の国の動向を見守るべきだと思うため、本請願は継続審査としてほしい。

＜採 決＞ 全会一致 継続審査

休憩 午前10時30分／ 再開 午前10時32分

◎消防本部関係

◇議案第47号 新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤消防本部総括次長（消防総務課長）：＜説 明＞

＜質 疑＞ なし

＜討 論＞ なし

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第48号 令和8年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

○伊藤消防本部総括次長（消防総務課長）：＜説 明＞

＜質 疑＞ なし

*後刻一括採決

休憩 午前10時38分／ 再開 午前10時40分

◎市民環境部関係

◇議案第48号 令和8年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

○塩崎市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）：＜説 明＞

＜質 疑＞

●伊藤委員：個人向け太陽光発電設備導入補助金で700万円とのことだが、何件ぐらいの補助をするのか。

○高畑環境政策課長：今年は1キロワット当たり7万円、5キロワット35万円を上限として補助しようとしているが、1件5キロワット想定で20件を予定している。昨年の実績が15件、504万円の実績があった。

●伊藤委員：事業所向けは何件か。

○高畑環境政策課長：今年は平均56キロワットとして5件で1,400万円。昨年度実績が8件で1,190万円である。

●田窪委員：地域コミュニティ再生事業費で、惣開校区と多喜浜校区と船木校区に750万円予算をつけて、机などの備品の整備の補助をすることだが、単純に割れば、250万円ずつである。これは校区の連合自治会に補助が下りることになるが、校区の連合自治会は住处を持たず、公民館にヤドカリしているような感じだと思うので、私には公民館の備品を買い替えるように取れる。今議会の一般質問でも、自治会館のクーラーや外壁補修の補助率が減ったという話があったが、地域コミュニティ再生事業費を、公民館の備品を買うのではなく、単位自治会の補填に使えるようなことにはならないのかと思うが、いかがか。

○塩崎市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）：この一般コミュニティ助成事業の対象がコミュニティ活動に関する物品等になるため、施設修繕等は対象にはならない。

●田窪委員：先ほど言ったように、公民館のほとんど備品のようになるが、公民館の備品は教育委員会の予算等もあるので重複しないかと思うが、そこら辺はどうか。

○塩崎市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）：今回はあくまで、コミュニティの活動ということになっており、例えば合同で備品を使う、共用などということは必要かと思う。ただ、これは公民館ではなく、連合自治会の物品ということで使用していただけたらと思う。

○藤田市民環境部長：自治総合センターの宝くじの助成の要綱からすると、単位自治会も対象にはなるが、3団体ほどが毎年助成をもらえるが、一団体として選ばれるため、単位自治体ごとの助成とすれば、100年に1回しか助成が回ってこないという背景もある。連合自治会という校区でまとめてもらい、公民館の一部の備品にはなるわけではないが、公民館の活動と連合自治会の活動と一緒に有効活用してもらいたいということで、この方法を取っている。

●田窪委員：我々もよく見かけるが、宝くじの助成金を使って公民館に机を整備すれば、結局、公民館の私物のようになり、借りるのに面倒になる。校区の様々な事業に使えるような、そういう地域コミュニティ事業であれば、単位自治会が借りに来てもすぐ対応できるようなことも、文言の中にも入れておいてもらえれば、我々はありがたいと思うが、いかがか。

○塩崎市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）：その件については、今後この事業を行う際に、改めてこちらから校区に話していきたいと思う。

●伊藤委員：連合自治会所有で、公民館で使うようなものを買えば、金子校区では地域交流センターとなるが、金子校区の人よりも他校区の人たちの利用が多い状況である。それなのに連合自治会のものだと言われても納得がいかないが、いかがか。

○塩崎市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）：この事業については、校区で申請されたものは、校区の物品となり、それを公民館と共用するのはいけないことではないと思う。認識としては、校区連合自治会で申請したものについては、連合自治会の所有物であり、校区にある公民館を設置場所としているが、あくまで連合自治会の物品ということで認識してもらえればと思う。こちらからもそのように話していくようにする。

●藤原委員：非常にありがたい助成だと思うが、助成で整備するのは机か。

○塩崎市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）：机、椅子、それを運ぶ台車、会議室の案内等に使うような案内板、コーンに被せて使うような誘導パネルなど、様々なイベントで使用できるものを申請されている。

●藤原委員：3校区への助成とのことだが、同じ物品で、数量的にも3等分なのか。それとも、各校区の実情を聞いて、それに応じて購入するのか。

○塩崎市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）：買う物品、数量について、各校区からの申請に基づいている。

●藤原委員：校区から出てきているということか。

○塩崎市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）：令和7年度に各校区と協議し、昨年9月には申請している。

●田窪委員：備品を助成で購入してもらえることは非常にありがたい。備品が古くなれば、取り替えると思うが、その際には廃棄物がたくさん出る。そのようなものを、各単位自治会が使えるようであれば、分けたりしても構わないか。

○塩崎市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）：まず、その物品がどちらの所有のものかということはあるが、例えば本当に処分するのであれば、市の物品であれば、きちんと手続きをしなければいけないが、連合自治会のものであれば、各校区の連合自治会の判断で、校区内で分けるのは問題ないと思う。

<討 論>

●田窪委員：こども・子育て複合施設整備事業に関して、建設費高騰等も含めて、当初の計画から変わりそうな事案が発生しそうなときには、議員に対して必ず丁寧な説明をするように要望し、賛成する。

●伊藤委員：休日夜間急患センターの建て替えを早急に進めることを要望し、賛成する。

●藤原委員：こども・子育て複合施設整備事業について、議員が理解するのも大事だが、市民にまず知ってもらうことが大事だと思うため、可能であれば7月からのまちづくりタウンミーティングまでに今より詳しい資料を作成することを要望し、賛成する。

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前10時58分／再開 午前10時59分

（2）閉会中の常任委員会開催について

●河内委員長：5月15日に開催された委員長会において、今年度においても、昨年度と同様、所管課から状況報告等を受ける場として、閉会中の委員会を開催することに決定した。開催月については、委員会によって案件等の状況が異なることから、各委員会で判断することとなった。なお、正式な委員会として開催することに伴い、継続審査となっている案件があれば、閉会中の委員会において審査をすることになる。

●河内委員長：まず、閉会中の委員会の開催日であるが、候補日として、7月30日、7月31日、8月3日で考えているが、都合はどうか。

（特になし）

●河内委員長：特に希望がなければ、7月30日としたいが、いかがか。

（異議なし）

●河内委員長：日程については、担当課の都合もあることから、最終の決定は、正副委員長に一任いただきたい。

（異議なし）

●河内委員長：次に、調査項目について希望はあるか。

（特になし）

●河内委員長：私からの提案としてパートナーシップ制度の進捗状況についてとしたいとかがえて

いるが、いかがか。

(異議なし)

○ 閉 会 午前 1 1 時 0 2 分

市民福祉委員会付託案件表

令和8年6月19日

○福祉部関係

議案第46号 新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 令和8年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第2款 総務費

第1項 総務管理費

ハ・ニ・ジ

5目 企画費 5・22

第3款 民生費 5・23~26

第2表 継続費補正 追加

第2款 総務費 6

議案第49号 令和8年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

. 8~10・38~40

請願第 1号 カルテ等医療記録の保存期間見直しと保存体制の整備を求める意見書の提出方について

○消防本部関係

議案第47号 新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 令和8年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第9款 消防費 5・29・30

第2表 継続費補正 追加

第9款 消防費 6

○市民環境部関係

議案第48号 令和8年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第2款 総務費（第1項 総務管理費 5目 企画費を除く） . . 5・22・23

第4款 衛生費 5・26・27